

登所・登園 許可証明書（千葉市版） R5.6 改訂

氏 名 _____

証明日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から療養開始

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所・登園可

該当疾患 に○	疾 患 名	登所・登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快※後1日を経過するまで ※ 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあること
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘・帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症（ _____ ）	

※ 保育所・保育園生活での注意事項

（ _____ ）

医療機関名

医 師 名

（作成：千葉市医師会、千葉市こども未来局幼保指導課）

臨時 登所・登園届 (保護者記入) R5.6改訂

この届は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみの適用とします

保育所(園)長宛

児童氏名 _____

- ・登所(園)の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

該当疾患 に○	疾患名	登所・登園の基準 以下の基準に基づき、園と保護者で判断する
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく、園での活動に通常通り参加できること
	RSウイルス感染症	症状がでた日を0日目として、8日以上自宅療養し、咳等の症状がなくなり、園での活動に通常通り参加できること
	突発性発疹	解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、園での活動に通常通り参加できること
	伝染性紅斑 (りんご病)	食欲があり、機嫌がよく、園での活動に通常通り参加できること
	ヘルパンギーナ	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること
	手足口病	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部を覆えば登園可 覆えない時は、かさぶたがとれるまでは登園不可
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで(発症日: 月 日、解熱日: 月 日)

(医療機関名) _____ (年 月 日受診) において上記疾患と診断されました。登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

【新型コロナウイルス】

- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

登所・登園の基準 以下の基準に基づき、園と保護者で判断する	発症日等の確認方法	
	該当に○	確認方法
発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快 ^{※1} 後1日を経過するまで 発症日 ^{※2} : 月 日 症状軽快日: 月 日		①病院を受診 医療機関名 _____ (年 月 日受診)
※1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。 ※2 発症日が不明の場合は陽性判明日を記入して下さい。		②自身で抗原定性検査又はPCR検査を実施 (年 月 日検査)

登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

年 月 日 保護者名 _____

(自署) _____

(作成: 千葉市医師会)